

長崎県立長崎西高等学校
在京同窓会会則

第一条 本会は、長崎県立長崎西高等学校在京同窓会と称する。

第二条 本会は、会員相互の親睦と交流を図り、母校との関係を密にして、その発展に寄与することを目的とする。

第三条 本会の会員は、長崎西高等学校を卒業もしくは在籍したことがある者で、東京およびその近県に在住する者、もしくは、在住したことがある者で特に希望する者によって構成される。
長崎西高等学校の教職員もしくは教職員であった者は、本会の特別会員となることができる。"

第三条ノニ 本会は連絡機関として事務局を設け、関東地区に置く。

第四条 本会を運営するため、次の役員を置く。

会 長	一 名
副会長	若干名
常任幹事	若干名
幹 事	数十名
会計監査	二 名
顧 問	若干名

第五条 会長、副会長、常任幹事、会計監査は、幹事会の推薦にもとづき、総会にて選出する。

幹事は、各回より一名以上選出する。

顧問は会長の要請にもとづき、幹事会の承認を経て、委嘱することができる。

第六条 幹事会は、会長、副会長、常任幹事および幹事によって構成され、会の活動方針を策定し、日常的事務を処理する。

第七条 会長は、本会を代表し、一切の会務を統括する。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

常任幹事および幹事は、会長を補佐し、会務を処理する。

常任幹事は、渉外、企画、組織、財政、広報などの仕事を分担して遂行する。"

第八条 本会の役員任期は、すべて三年とし、会長、副会長は重任しない。但し、再任を妨げない。

第九条 本会の最高機関は総会とし、毎年一回、これを開く。

会長または幹事会が必要と認めたときは、臨時総会を開くことができる。

第十条 総会は、幹事会の議を経て、会長が招集する。

総会の議長には副会長があたる。

第十一条 総会で議決を要する事項がある場合は、出席者の過半数をもって決する。

但し、会則を改正する場合には、出席者の三分の二以上の賛成を要する。

第十一条ノニ 本会は会員の納める年会費、総会費、寄付金およびその他の収入に

よって賄う。会計年度は毎年一月一日に始まり、十二月三十一日に終る。

本会の会計は、財政担当副会長が管理する。

第十二条 本会は、機関紙を発行するほか、会員相互の交流をはかるための活動を行う。

その経費は、本会の会費および本会の目的に賛同する有志からの協賛金をもって
充てる。

第十三条 本会則の施行に必要な細則は、幹事会において、定めることができる。

—付 則—

<慶弔規定>

一 在京同窓会は、当会のために特に功労のあった者が栄誉を受けまたは死亡したときに、
当会の名をもって祝金または香典もしくは生花と花環のいずれかを贈る。

贈与は、会長、副会長、常任幹事等において決定し、その費用は会の負担とする。

二 在京同窓会は、当会の会員が栄誉を受けまたは死亡したときに当会の有志が当会の名
をもって生花、花環または祝電、弔電を贈ることを認める。

贈与または電報等の発信は、事前に会長、副会長の許可を得、止むを得ないときは
事後速やかに会長、副会長の承認を得るものとし、その費用は有志の負担とする。